

山口県農林総合技術センター農業研修館利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本センターが管理する農業研修館（以下「施設」という。）を利用する場合に必要な事項を定める。

(宿泊利用の条件)

第2条 施設を宿泊利用することができるものは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 自家用車など移動手段がなく、公共交通機関では研修開始時間に間に合わない場合
- (2) 災害の恐れや運転経験が浅いなどにより自宅からの移動に危険を伴う場合
- (3) その他、農林総合技術センター所長が適当と認めた場合。

(利用の申込)

第3条 当該施設の利用を希望する者は、以下の申請書を提出する。

- (1) 施設使用の許可
利用希望日の7日前までに、別添「農林総合技術センター施設使用許可申請書」（様式1）に必要な事項を記載し、農林業担い手支援部に提出する。
- (2) 食事・宿泊の申込
当該施設内食堂または宿泊施設の利用を希望する者は原則として、希望日前週の水曜日までに別添「食事・宿泊申込書」（様式2）に必要な事項を記載し、農林業担い手支援部に提出する。
- (3) 承諾書の提出
利用規程を遵守する意志を確認するため、承諾書（様式3）を提出する。

(職員の指示)

第4条 利用者は、施設を利用するに際しては関係職員の指示に従わなければならない。

(利用上の厳守事項)

第5条 施設を利用する場合、特に留意すること。

- (1) 門限（22時）を厳守し、職員(舎監)が全ての出入口を施錠するので、時間以降の入退は禁止とする。
- (2) 喫煙は指定された場所で行い、宿泊室及び館内での喫煙は禁止とする。
- (3) 飲酒は、研修期間中、宿泊室及び館内、外部の飲食店においても禁止とする。
- (4) 学生寮内への立ち入りは禁止とする。但し、緊急連絡等で男子寮内の舎監室への立ち入りは可能。
- (5) 他人に迷惑な言行を慎むこと。
- (6) 防火・防災・防犯・保健衛生その他必要な事項については、関係職員の指示に従うこと。
- (7) 感染症など校内で発生し、感染拡大を防ぐため、申込を受理されても利用不可となる場合がある。

(利用者の責任および義務)

第6条 施設の利用承認を受けた者は、利用上の厳守事項を遵守するとともに、利用に係

る事故防止に万全を期するものとする。

2 自己の責に帰すべき事由により施設、機器等を破損した場合は、所長の指示するところにより現状に回復し、それに係る費用は利用者が負担する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日より制定する。